

〈書評〉

川合清隆  
『ルソーとジュネーヴ共和国 人民主権論の成立』

名古屋大学出版会、2007

増 田 真

ルソーにとってのジュネーヴは、単なる出生地にとどまらない、特別な土地であることは、あらためて言うまでもない。そしてその両者の関係は、すでに多くの文献で論じられており、取り上げるのに勇気のいる問題でもある。主要なものだけでも、ジョン・スピンの『ジャン＝ジャック・ルソーとジュネーヴ』(John S. Spink, *Jean-Jacques Rousseau et Genève. Essai sur les idées politiques et religieuses de Rousseau dans leur relation avec la pensée genevoise au XVIIIe siècle, pour servir d'introduction aux Lettres écrites de la montagne*. P., Boivin, 1934, 324 p.), ミシェル・ローネの『政治的作家ジャン＝ジャック・ルソー』(Michel Launay, *Jean-Jacques Rousseau écrivain politique (1712-1762)*. Nice, CEL / ACER, 1971, 2e éd. Slatkine, 1989, V+559 p.), ヘレナ・ローゼンブラットの『ルソーとジュネーヴ』(Helena Rosenblatt, *Rousseau and Geneva. From the First Discourse to the Social Contract, 1749-1762*. Cambridge University Press, 1997, xiv+298 p.) などが思い浮かび、ルソーの評伝などでも論じられていることが多い。

そのように問題としてはすでに何度も扱われているが、だからといって本書に意味がないわけではない。それはまず、上記の例に見られるように、そのような文献は欧文のものであるのに対して、本書は初めて日本の一般読者にこの問題を提起するものである。(日本語文献としては小林善彦氏の『誇り高き市民 ルソーになったジャン＝ジャック』、岩波書店、2001があるが、思想の研究というよりは評伝である。) さらに、この問題に関する先行研究はそれぞれ視点や力点が異なり、その中で川合氏の著作も独自の視点や解釈を打ち出している。たとえば、スピンの『ジャン＝ジャック・ルソーとジュネーヴ』はその副題の示すとおり、『山からの手紙』が中心となっており、初期作品から『社会契約論』にいたる思想形成に関する記述はあまり多くない。それに対して、ローネの著作はルソーの思想形成を扱っているが、『社会契約論』の時期で止まっており、しかも『社会契約論』それ自体に関する論述は意外に少ない。その点ではローゼンブラットの『ルソーとジュネーヴ』は18世紀のジュネーヴにおける政治思想に関する記述が詳しいだけでなく、思想的立場と政治的社会的動向の関係も注意深く分析されている。これらの中では、対象や展開の面でローゼンブラットのものが川合氏の本書に最も近いが、本書には、ほかの文献にはない要素も見られ、その最大の特徴は、ジュネーヴの社会や歴史と、ルソーの思想の形成が

並列的に論じられていることである。

その点を浮き彫りにするために、まずは本書の構成を紹介しておこう。本書は7つの章と序章、終章からなり、その内容はルソーの思想とその形成だけでなく、ジュネーヴにおける政治的社会的な動きとその歴史に関する記述にも多くのページが割かれている。

まず第1章ではジュネーヴ共和国の歴史と国制が概観されるとともに、各種の議会や社会階層の絡む政治の実際の動向も紹介されている。さらに、たとえばダランベールが執筆した『百科全書』の項目「ジュネーヴ」に見られるように、18世紀におけるジュネーヴ像にも言及されている。

第2章「ルソーが見たジュネーヴの内乱 ―一七三七年」では、18世紀のジュネーヴにおける政治的動乱の中でも1734年から38年のものを取り上げ、ルソーが25歳の時に帰郷した折に、実際にその諸事件に遭遇したこと、そしてそれが彼の思想の形成に大きく影響したことなどが論じられている。

第3章「二つの共和国 ―ジュネーヴとヴェネツィア」ではフランス大使書記としてヴェネツィアに滞在したルソーの経験との関連で、ルソーによる政体の分類とその特徴が論じられ、ヴェネツィアが共和国という建前とは裏腹に、実際には「世襲貴族政」であり、それがルソーの分類では最悪とされるものであることなどが指摘されている。

第4章「ルソーの「ジュネーヴ共和国への献辞」」は『人間不平等起源論』冒頭に付された献辞の解釈に当てられ、その内容だけでなく、それが執筆された時期のルソーの状況や彼をめぐる人間関係なども詳細に分析されている。

第5章「18世紀ジュネーヴ市民階級の政治闘争」は再びルソーの著作を離れ、ジュネーヴの政治的思想的状況が論じられており、中でも1734年から38年にかけての動乱、38年の「調停」による和解の事情が紹介されている。ルソーの作品とは直接の関連はないものの、ルソー周辺の人物も関わっており、ルソーの立場を理解する上でも重要な史実が述べられている。

第6章「『調停決定』の批判的検討」では通時的順序からいったん離れ、『山からの手紙』で展開されているジュネーヴの政体論が分析されている。38年の『調停決定』は動乱に終止符を打つためのフランスによる和解勧告のようなものでありながら、ジュネーヴにおいては国制の根幹を規定する文書となり、ルソーはジュネーヴ政府による断罪に答える『山からの手紙』でそれを高く評価していることが指摘されている。

第7章「人民主権の理論構成―『社会契約論』」はルソーの作品に戻り、『社会契約論』、特にその主権理論の解釈が提示されている。そこでは、ルソーによる政体の分類や「一般意志」、「全的譲渡」などの主要概念が詳細に検討され、『社会契約論』における主権論がジュネーヴ共和国の政治体制をモデルにして構成されたものであることが強調されている。

最後に終章「ジュネーヴ政府の弾圧とルソーの市民権放棄」では、ジュネーヴ政府による『エミール』と『社会契約論』の断罪と、それに続くルソーの反論と市民権放棄、ジュネーヴ市内での反応などが述べられている。

このように、本書はルソーとジュネーヴとの関わりを、彼の誕生以前の政治状況から、市民権

の放棄という形で関係が最終的に断絶するまでをたどっており、ルソーの政治思想の形成におけるジュネーヴの役割を再構成する試みでもある。出身地との深い結びつきが伝記的事実や感情のレベルにとどまらず、理論レベルでも故郷の政治史が色濃く投影されていることを強調することによって、本書はルソーの作品の多層性をいっそう浮き彫りにしているとも言える。

このような構成をもつ本書の特長はまず、18世紀のジュネーヴという、現代の日本人読者には縁遠い環境について、多くの情報を与えてくれることである。（そもそも、「ジュネーヴ共和国」という名称自体、たいていの人にとってはなじみの薄いものであるにちがいない。）特に、宗教改革以降のジュネーヴにおける人口・階級構成と政治体制の関係についての記述は有益であり、当時のジュネーヴの複雑な状況を彷彿とさせてくれる。

さらに、著者自身も「あとがき」で言及しているように、ルソーの書簡を精読し、最大限に利用している点も本書の重要な特徴である。ルソーと同時代人たちとの関係も多くの逸話に彩られ、ヴォルテールやマルゼルブへの手紙など、数多くの有名な手紙が残されているが、本書で焦点が当てられているのはむしろジュネーヴ関係者との交流の足跡という、一般の伝記ではあまり触れられない領域である。中でも、ルニエやドリュックなど、政治的な理由でジュネーヴを離れ、パリで生活していた同郷人たちとの文通を手がかりに、ジュネーヴに対するルソーの視線や態度を明らかにしようとしている点は興味深い。それは特に第4章における『人間不平等起源論』の「献辞」の分析で生かされており、ルソーがその原稿をルニエには見せずにドリュックに相談したのは、前者をジュネーヴの政治体制に対する過激な反対者と見なしていたからだという指摘が導き出されている。このような考察は、作品自体を読んだだけでは得られない貴重な示唆であることは否めない。

理論面では、本書は特にこの「献辞」と『社会契約論』に関する考察に重点が置かれている。『人間不平等起源論』にはジュネーヴ共和国に宛てた長大な「献辞」がついていること、そしてその解釈をめぐる多くの議論が関わされたことはよく知られている。たとえば、ルソーがジュネーヴ市民の地位を回復するために政府の歓心を買おうとしたという解釈や、逆に、権力を独占する為政者たちに対する挑発という解釈がなされてきた。それに対して、川合氏は「献辞」の文面を詳細に分析するだけでなく、18世紀初め以来のジュネーヴの政治状況とも対照して、ルソーがこの文章において「ジュネーヴ寡頭政治の革命的変革という路線を否定し」(p. 96)、「平安な共和国の存続を第一に願う、党派を超えた中立の立場」(p. 102)を表明していると結論づけている。

また、『社会契約論』の分析においては、主要な論点をたどりつつその論理を浮き彫りにしようとしているが、特にルソーの政体論に関する記述が重要である。川合氏はルソーにおける社会契約概念の特質からその帰結としての全的譲渡や国家の公共的人格などの問題を論じ、さらに、ルソーが西欧の政治思想の伝統に変更を加えて、主権者と為政者と明確に区別したことの重要性を強調している。そしてその結果、ルソーの政体論は共和主義であること、共和制は政府の形態とは無関係に存在しうることが強調されている。さらに、その主権者たる人民の意志である一般意志の表明の場としては「人民集会」しかありえず、それはジュネーヴの市民総会と同じもので

あるとされる (p. 196-197)。そしてルソーの理論のさまざまな解釈が挙げられ、それを全体主義と断定する解釈が批判され、ルソーによる一般意志の理論がむしろ「全体主義の形成を防ぐための条件を提示したものである」(p. 203)とされる。この章の末尾においては、ルソーのこの共和主義が代議制批判という形でも表れており、「定期集会が人民主権の為政者による篡奪を防ぐ唯一の方策」(p. 218)とされていることが明らかにされる。

このように本書ではルソーがジュネーヴの政体と政治状況をどのように見ていたかを明らかにすることが主要な問題とされており、言い換えればルソーのジュネーヴ観というプリズムを通して川合氏のルソー像が描き出されている。そのような方法によって、ルソーとジュネーヴの結びつきが単に理想化された故郷に対する感情的な愛着というレベルのことではなく、理論面でもルソーの政治思想がジュネーヴの政体から着想されたものとされる。ジュネーヴの政治的現実に対するルソーの態度についても、全体としてかなり肯定的であったとされている。川合氏によれば、1762年に『社会契約論』が断罪される以前はルソーの作品には「ジュネーヴの不寛容や圧政を批判する文章を見出すことはでき」ず、「ルソーの愛国心はジュネーヴの神政体制を無自覚に受け入れて」(p. 39)いたとされる。

たしかに本書はルソーの思想がジュネーヴの政治制度に多くを負っていることを浮き彫りにしているが、疑問点も残る。たとえば、『人間不平等起源論』の「献辞」の解釈に関して、川合氏はルソーがジュネーヴの現状に対して中立の立場を表明しており、「為政者には賛辞を捧げた」(p. 131)としている。この「献辞」執筆の前後におけるルソーの状況や人間関係の調査には教えられる点が多いが、それでは「献辞」と『人間不平等起源論』本文との整合性という問題が生じる。ローゼンブラットの『ルソーとジュネーヴ』の第3章と第4章で指摘されているように、ジュネーヴ政府側の理論家たちが展開した自然法論（特に自然状態の観念）はルソーが『人間不平等起源論』本文で展開しているものとはかなり異なっており、ルソーの自然状態論は政府側の理論家たちによって批判されたものに近いようである。その点を考慮すれば、ルソーが「献辞」で為政者を賛美し、本文でその公式理論を反駁するというのは不自然である。川合氏は、ルソーがビュルマキを引用していることから、「ルソーは、『不平等論』の時点でも、『社契論』の時点でも、ビュルマキがジュネーヴにおける階級闘争に関与してどんな役割を果たしていたか、知らなかったと推測される」(p. 121)としているが、理論面での対立にも気づいていなかったのだろうか。

また、「市民宗教」に関連して、「『社契論』の国家構想は一面で明らかにカルヴァンの神政体制の理念を引き継いでいる」(p. 37)と川合氏は論じているが、ルソーが推奨している「市民宗教」を「神政体制」と形容できるかどうか、かなり疑問である。たしかにルソーはその章で国家における宗教の必要性を強調しているが、それはあくまでも、法は信仰によって補強される必要があるという議論であって、特定の宗派や宗教勢力によって政治が運営される事態とは異なるはずである。

『社会契約論』、特に人民主権論の分析については説得力のある点や教えられる点も多いが、「典拠」（またはモデル）と理論の一般性や射程の関係、という問題についてはもっと論じる余地

があるように思われる。つまり、『社会契約論』とジュネーヴとの関係が強調されればその分、理論の一般的射程が過小評価されがちになるというジレンマは避けがたく、本書についても、この2つのレベルの関連性をもっと論じてほしかったという感想が残る。

ルソーとジュネーヴという問題は、今まで多くの研究によって取り上げられてきたものの、まだ考察の余地があることを示してくれたのは、本書のメリットの1つかも知れない。